

○廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領

令和4年3月31日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成20年告示第67号）第4条に規定する競争入札参加資格の要件として設定する廿日市市内に設置する主たる営業所又は委任を受けた営業所（以下「市内営業所」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事等」とは、市の発注する建設業法（昭和24年第100号）第2条第1項に規定する工事並びに測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

2 この要領において「営業所」とは、建設業法第3条第1項、測量法第55条の2第1項第2号、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号、地質調査業者登録規程第3条第1項第2号及び補償コンサルタント登録規程第4条第1項第2号の営業所をいう。

3 この要領において「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。

4 この要領において「委任を受けた営業所」とは、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に従たる営業所として記載されたもののうち、所在地が廿日市市で、代表者から一切の契約についての権限について委任を受けたものをいう。

5 この要領において「本店」又は「支店」とは、測量法第55条の2第1項第2号、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号、地質調査業者登録規程第3条第1項第2号及び補償コンサルタント登録規程第4条第1項第2号の本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。

6 この要領において「常勤役員等」とは、建設業法第7条第1号に規定する者をいう。

7 この要領において「使用人」とは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。

8 この要領において「営業所の専任技術者」とは、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の13、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条に規定する者をいう。

9 この要領において「地域」とは、市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいう。ただし、廿日市地域については、廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第1号）別表に定める通学区域を基に廿日市東地域及び廿日市西地域を設定する。

(1) 廿日市東地域は、廿日市、佐方、平良又は原小学校の通学区域とする。

(2) 廿日市西地域は、平良、原、金剛寺、宮園、四季が丘、宮内、地御前、阿品台東又は阿品台西小学校の通学区域とする。

（一部改正〔令和4年告示249号〕）

（認定要件）

第3条 市内営業所として認定する上で必要な要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看板掲示の有無

建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。

(2) 許可票の掲示の有無（法令により義務づけられている業種に限る。）

建設業法第40条に規定する標識を営業所に掲示していること。

(3) 机等什器等備品の有無

事務用什器（机、椅子等）、事務用機器（複写機、電話機、電子入札システムを利用するために必要な電子計算機器等）が配置されていること。

(4) 電話・電気等設備の使用・支払状況

ア 営業所の公共料金（電気、水道、電話）及びインターネットの使用料

（ア） 公共料金等の支払は事業者が行っていること。

（イ） 支払状況が、請求書、領収書等の写し等により確認できること。

イ 営業所において、常時連絡が取れる体制になっていること。なお、転送電話対応が常態である場合又は電話を単に取り次ぐための人員の配置は認めない。

ウ 郵便物が他所へ転送されず配達されていること。

エ 電子入札システムへ接続が行えること。

(5) 常勤役員等の出勤状況

営業所に常勤していることが、出勤簿、タイムカード等により確認できること。

(6) 使用人の出勤状況等

ア 営業所に常勤していることが、出勤簿、タイムカード等により確認できること。

イ 請負契約の締結及び履行についての権限を代表者から委任されていること。

(7) 営業所の専任技術者の出勤状況

営業所に常勤していることが、出勤簿、タイムカード等により確認できること。

(8) 営業所の所有権又は使用权

所有権又は使用权が、登記事項証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、賃貸借契約書等の写しにより確認できること。

(9) 市税の納税状況

市税の滞納がないことについて、納税証明書により確認できること。
ただし、地方税法（昭和25年法律第225号）第15条の4の規定により、徴収猶予された場合は除く。

(10) 帳簿等の備付け

建設業法第40条の3の規定、測量法第51条の16、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の営業に際し必要とする帳簿等を適切に備え、かつ、保存していること。

（一部改正〔令和4年告示249号〕）

（認定区分）

第4条 市内営業所は、次の各号のいずれかの区分により認定する。

- (1) 主たる営業所であって、前条第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる要件の全てに該当するものについては、当該営業所が存する地域において主たる営業所（Ⅰ型）として認定するものとする。
- (2) 主たる営業所であって、前条第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる要件のいずれかに該当しないものについては、当該営業所が存する地域において主たる営業所（Ⅱ型）として認定するものとする。
- (3) 主たる営業所であって、前条第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものについては、当該営業所が存する地域以外の認定を受けようとする地域において主たる営業所（Ⅲ型）として認定するものとする。

ア 認定を受けようとする地域において、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定を受けようとする年度の前年度以前15年度間のうち10年度以上あること。

イ 認定を受けようとする年度の前年度以前15年度間で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した総件数のうち、認定を受けようとする地域における案件が7割以上を占めていること。

(4) 委任を受けた営業所であって、前条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる要件の全てに該当するものについては、当該営業所が存する地域において委任を受けた営業所（Ⅰ型）として認定するものとする。

(5) 委任を受けた営業所であって、前条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる要件のいずれかに該当しないものについては、当該営業所が存する地域において委任を受けた営業所（Ⅱ型）として認定するものとする。

(6) 委任を受けた営業所であって、前条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものについては、当該営業所が存する地域において委任を受けた営業所（Ⅲ型）として認定するものとする。

ア 競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定を受けようとする年度の前年度以前15年度間のうち10年度以上あること。

イ 主任技術者として配置できる常勤の正社員を5人以上有すること。

(7) 測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務においては、前条第3号、第4号、第8号及び第9号までに掲げる要件の全てに該当するものについて認定するものとする。

（認定の申請）

第5条 市内営業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定要件確認申請書兼実態調査同意書（別記様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 確認申請書に添付する写真は、認定の申請を受けようとする日（この項において「申請日」という。）前3月以内に撮影されたものとし、確認申請に添付する確認書類については、申請日前3月以内に作成されたものとする。

3 第1項の申請は、入札参加資格審査申請に併せて行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和4年告示249号〕)

(認定の通知等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて第8条に規定する実態調査等を行い、その内容を審査し、その認定結果を廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の場合は、認定結果を廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和4年告示249号〕)

(認定の有効期間)

第7条 前条の規定による認定の有効期間は、第5条第1項の申請が当初の入札参加資格審査の申請期間に行われた場合にあっては、当該申請に係る認定の認定日の属する年度の翌年度4月1日から4年間とし、同項の申請が追加の入札参加資格審査の申請期間に行われた場合にあっては、当該申請に係る認定の認定日から当該追加の入札参加資格審査に係る当初の入札参加資格審査の有効期間の残期間とする。

(追加〔令和4年告示249号〕)

(実態調査の実施)

第8条 市長は、第6条の書類の審査の結果、当該営業所の稼働実態になお疑義がある場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の実態調査を実施することができる。

(一部改正〔令和4年告示249号〕)

(稼働実態調査改善通知等)

第9条 市長は、第6条の審査の結果、第4条第2号の主たる営業所（Ⅱ型）及び同条第5項の委任を受けた営業所（Ⅱ型）として認定された申請者に対し、営業所の稼働実態調査改善通知書（別記様式第4号）を通知し、当該営業所の改善を求めるものとする。

- 2 前項の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、営業所の稼働実態調査改善報告書（別記様式第5号。この条において「改善報告書」という。）により、市長に改善状況を報告しなければならない。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないことについて、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別の期日を定めるものとする。
- 3 市長は、改善報告書が提出されたときは、第6条の例により速やかに再審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の通知を受けた申請者が改善報告書を第2項に規定する期日までに提出しないとき又は前項の再審査により改善がなされていないと認めたときは、当該申請者を競争入札に参加させないものとする。
- 5 前項の場合、改善報告書の提出は、当初の入札参加資格審査申請（追加申請を除く。）と合わせて行うものとする。

（追加〔令和4年告示249号〕）

（指名除外等の措置）

第10条 市長は、申請者が正当な理由なく第8条の調査を拒んだときは、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づき、指名除外等の必要な措置を講ずることができるものとする。

（一部改正〔令和4年告示249号〕）

（営業実態が確認できない場合の措置）

第11条 市長は、第8条の調査の結果、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報するものとし、その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、第8条の調査において、申請者に虚偽若しくは不正等が確認された場合又は関係法令等に違反して営業所が設置されたことが明らかになった場合は、指名除外等の必要な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔令和4年告示249号〕）

（周知方法）

第 12 条 市内営業所の認定及び稼働実態の調査については、その内容を
廿日市市公式ホームページ、市内営業所の認定申請の手引、入札公告及
び指名通知に記載する。

(一部改正〔令和 4 年告示 249 号〕)

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め
る。

(一部改正〔令和 4 年告示 249 号〕)

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日告示第 249 号)

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 15 日告示第 20 号)

この要領は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 1 日告示第 229 号)

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(別記)

様式第 1 号（第 5 条関係）

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定要件確認申請書
兼実態調査同意書

年 月 日

廿日市市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

廿日市市内に所在する営業所の実態については、以下に記載するとおりに相違ありません。

また、法令等により常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、営業所の実態等について調査する場合に、これに協力することに同意します。

なお、入札参加資格審査申請書及び添付書類の内容に虚偽の記載（入力）があった場合又は営業所の稼働実態調査に基づき改善通知が発せられた場合においてこれに従わなかったときには、指名除外措置や入札参加資格の認定変更又は取消等を受けたとしても異議はありません。

1 廿日市市内に所在する営業所（該当する□に■又は☑を記載）

□ 主たる営業所 □ 委任を受けた営業所

・ 商号又は名称及び営業所の名称

・ 所在地 〒 _____

_____ 番地
廿日市市 丁目 番 号

・ 電話番号（ ） _____

・ F A X （ ） _____

・ 当該営業所の常勤人数（申請時点）

区 分	技術員	その他	合 計
当該営業所常勤人数	人	人	人

※技術員欄：「技術職員名簿」（本市入札参加資格審査申請 様式第 6 号）
の内容

※その他欄：当該営業所の常勤人数から技術員の人数を除いた人数

2 営業所の状況

(1) 看板掲示

☐有 ☐無

建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えている。

(2) 許可票の掲示（法令により義務づけられている業種に限る。）

☐有 ☐無

建設業法第40条に規定する標識を営業所に掲示している。

(3) 机等什器、備品

☐有 ☐無

事務用什器（机、椅子等）、事務用機器（複写機、電話機、電子入札システム）を利用するために必要な電子計算機器等）が配置されている。

(4) 電話・電気等設備の使用・支払状況

ア 公共料金等（電気、水道、電話、インターネット）の支払

☐事業者が支払っている

☐事業者以外が支払っている（ ）

イ 支払状況（資料提出前3か月以内の確認できる資料の写しを添付）

☐請求書、領収書等の写しで確認できる

☐確認できない

ウ 連絡体制

(ア) 常時連絡

☐取れる

☐取れない

(イ) 電話が当該営業所以外へ常時転送

☐電話が当該営業所以外へ常時転送である

☐電話を単に取り次ぐための人員の配置となっている

☐電話が当該営業所以外へ常時転送状態でない

(ロ) 郵便物の配達（資料提出前3か月以内確認できる資料の写しを添付）

☐他所へ転送

☐営業所へ配達

(5) 常勤役員等（建設業法第7条第1号に規定する者）

（測量、建設コンサルタント等業務を除く。）

「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（建設業許可申請）」の内容をこの申請時点の状況とすること。

(ア) 常勤 ☐ 常勤である ☐ 常勤でない

(イ) 他の営業所と兼務 ☐ している ☐ していない

常勤役員等（建設業法第7条第1号に規定する者）

氏名 _____

(6) 使用人（建設業法施行令第3条に規定する者）

（測量、建設コンサルタント等業務を除く。）

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（建設業許可申請）」の内容をこの申請時点の状況とすること。）

ア 委任を受けた営業所（役員の場合は(イ)は不要）

(ア) 常勤 ☐ 常勤である ☐ 常勤でない

(イ) 出勤状況の確認資料（出勤簿又はタイムカード等の写しを添付）

☐ 有 ☐ 無

(ウ) 他の営業所と兼務 ☐ している ☐ していない

（出勤状況の確認資料として、出勤簿又はタイムカード等）

イ 代表者から委任（請負契約の締結や履行についての権限）

☐ 委任されている ☐ 委任されていない

「委任状」を備えていること。

ウ 使用人（建設業法施行令第3条に規定する者）

氏名 _____

(7) 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号等に規定する者）（測量、建設コンサルタント等業務を除く。）

「専任技術者証明書（建設業許可申請）」の内容をこの申請時点の状況とすること。）

ア 営業所の専任技術者（役員の場合は(イ)は不要）

(ア) 常勤 ☐ 常勤である ☐ 常勤でない

(イ) 出勤状況の確認資料（出勤簿又はタイムカード等の写しを添付）

☐ 有 ☐ 無

(ウ) 他の営業所と兼務 ☐ している ☐ していない

イ 営業所の専任技術者

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

氏名 _____ 担当工種 _____

(8) 営業所に常勤かつ専任の者を配置（（測量、建設コンサルタント等業務のみ））

（測量法第 55 条の 13、建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 項第 1 号、
地質調査業者登録規程第 3 条第 1 項第 1 号、補償コンサルタント登録規程第 3
条第 1 項第 1 号）

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

氏名 担当業種

(9) 営業所の所有権又は使用权（直近のもの）

- ☐ 自社所有（事業主又は事業所所有）
- ☐ 賃貸（賃貸借契約等の使用权（事業主契約） ☐ 有 ☐ 無）
- ☐ 専用住宅でない（役員、社員又は他の者が居住している住宅ではない）
- ☐ 兼用住宅で、営業所の部分が居住部分と完全に分離している
- ☐ 営業所以外の者と共同使用となっていない

※営業所の土地、建物の所有は自社所有又は賃貸借契約等の使用に関して確認できる資料の写しを添付

- ・ 自社所有の場合は不動産登記の登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書等の写し
- ・ 営業所を賃借している場合はその賃貸借契約書等の写し（契約が自動更新の場合は、最新の領収書等の写し等も必要）
- ・ 「固定資産税・都市計画税通知書の課税明細書」の写し（複数ページある場合は全てのページの写しを提出してください。領収済通知書のページの写しは不要です。）

(10) 市税の納税状況

- ☐ 市税の滞納がない。
- ☐ 市税の滞納がある。

※廿日市市発行の滞納がない証明書の写しを添付（本申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。）

- ・ 建設工事等の入札参加資格審査申請の資料の写し可（本当該申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。）

※徴収猶予（地方税法第15条の4の規定による）を受けている場合滞納がない証明書の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）

3 「主たる営業所（Ⅲ型）」の認定を希望の場合（測量、建設コンサルタント等業務を除く。）

入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領第3条の認定要件を全て満たし、かつ、主たる営業所以外の地域で、認定申請の前年度以前の15年度間のうち10年度以上、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績がある者

☐ 主たる営業所（Ⅲ型）の認定希望地域

☐ 廿日市地域（東・西）

☐ 佐伯地域

☐ 吉和地域

☐ 大野地域

☐ 宮島地域

☐ 認定希望地域で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定申請の前年度以前15年度間のうち10年度以上ある。

☐ 認定申請の前年度以前15年度間で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した総件数のうち、申請しようとする地域における案件が7割以上を占めている。

4 「委任を受けた営業所（Ⅲ型）」の認定を希望の場合（測量、建設コンサルタント等業務を除く。）

入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領第3条の認定要件を全て満たし、かつ、認定申請の前年度以前の15年度間のうち10年度以上、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績がある者

☐ 委任を受けた営業所（Ⅲ型）の認定を希望

☐ 競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定申請の前年度以前15年度間のうち10年度以上ある。

☐ 主任技術者として配置できる常勤の正社員を5人以上有する。

別紙 1

営 業 所 写 真

営業所の名所	
外景（看板、表札等を含む。） 年 月撮影 外景の写真は、建物が判別できるもの（看板のみや建物の入口のみの写真は不可）	
内景（執務スペース） 年 月撮影 内景の写真は、事務所内の状態が分かるもの（机等の配置がされており、事務所として機能していることが分かる写真）	

※営業所の実態がよく確認できる写真を貼付してください。

※資料提出前 3 か月以内に撮影されたもの

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別紙 2

営 業 所 写 真

営業所の名所	
(許可票)	年 月 撮影
	年 月 撮影

※営業所の実態がよく確認できる写真を貼付してください。

※資料提出前 3 か月以内に撮影されたもの

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第2号（第6条関係）

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定通知書

（元号） 年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

廿日市市長

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定基準に関する事務処理要領に基づき認定を行いましたので通知します。

【認定期間】 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

【認定内容】

- ☐ 主たる営業所（Ⅰ型）（ 地域）
- ☐ 主たる営業所（Ⅱ型）（ 地域）
- ☐ 主たる営業所（Ⅲ型）（ 地域）
- ☐ 委任を受けた営業所（Ⅰ型）（ 地域）
- ☐ 委任を受けた営業所（Ⅱ型）（ 地域）
- ☐ 委任を受けた営業所（Ⅲ型）（ 地域）

競争入札参加条件の設定順位

- 1 主たる営業所（Ⅰ型）、主たる営業所（Ⅲ型）及び
委任を受けた営業所（Ⅲ型）
- 2 委任を受けた営業所（Ⅰ型）

※主たる営業所（Ⅱ型）及び委任を受けた営業所（Ⅱ型）の場合は、
営業所の稼働実態調査改善通知（別記様式第3号）を受けた日の
翌日から起算して6か月以内に改善報告書が提出されないとき又
は改善報告書により改善がなされていない場合は、別記様式第1
号の申請によりⅠ型の認定が行われるまでの間は、競争入札に参
加させないものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第6条関係）

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定通知書

（元号） 年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

廿日市市長

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定基準に関する事務処理要領に基づき認定を行いましたので通知します。

【認定期間】 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3 号（第 9 条関係）

（元号） 年 月 日

（商号又は名称） 様

営業所の稼働実態調査改善通知書

廿日市市長

長

（元号） 年 月 日に実施した営業所の稼働実態調査の結果、次のとおり改善する事項がありましたので、速やかに改善されるよう通知します。

改善を要する事項	内 容

改善報告書の提出期限

（元号） 年 月 日

廿日市市

総務部契約課

電話 (0829) 30-9108

建設部建設総務課

電話 (0829) 30-9171

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

廿日市市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

営業所の稼働実態調査改善報告書

年 月 日付で通知のありました改善を要する事項につきまして、次のとおり改善しましたので報告します。

改善を要する事項	改善した内容

※改善内容を具体的に記載し、写真、証明書、届出書等の改善状況が確認できるものを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。